

＝私たちの努力目標＝

- ①命と心を大切にし，自ら心身を鍛え，健康な生活を求める
- ②よく考え，正しく判断し，時，場所に応じた行動をする生徒
- ③友を思い，正義感を持って互いに高め合い，仲良く生きる生徒
- ④学習をはじめ，何事にも創造的姿勢で向かい全力を尽くす生徒



校章の由来

六つの稜は六郷の里を表し，みずみずしく実った稲穂に囲まれた六郷中に学ぶ子らが自分を大切に，実り豊かに育つように念願したものである。

六郷中学校生徒心得

1 登下校

- (1) 8時20分までに教室に入り着席する。
- (2) 登校後は郊外に出ない。
- (3) 下校時刻を守る。用事のない人は早く帰宅する。

2 授 業

- (1) チャイムに合図の前に席につき、学習の準備をして静かに待つ。
- (2) 次の時間の準備は休けい時間に済ませる。
- (3) 忘れ物をしない。

3 服 装

学校指定の奨励服(ブレザー型)とする。変形は禁止とする。

靴は運動靴とする。上履きは所定のものにする。靴下の色は白または黒、紺色のものとする。

(1) 奨励服について

- ① スラックスまたはスカートを着用する。
- ② 年間を通して白 Y シャツまたは白ブラウスを着用する。
- ③ 開きん, ボタンダウンは禁止とする。
- ④ ネクタイまたはリオンを着用する。(夏服着用期間は、はずしてもよい)
- ⑤ ベルトは派手でないものとし、色は黒系とする。

(2) 防寒着

- ① セーター, カーディガンは黒・紺・グレー系の派手でないものとし、中に着る。
- ② オーバーコート, ウインドブレーカー等は派手でないものとする。
- ③ 冬のタイツは黒色の無地とする。

(3) 期 間

夏服の着用期間は6月1日より9月末日迄とする。また、10月1日より冬期服装とする。

4 頭 髪

- (1) 中学生らしい髪型にし、常に清潔にする。
- (2) パーマ、染色、整髪料等は禁止とする。
- (3) 肩にかかる長い髪の場合は結ぶようにする。(髪飾りは禁止とする。)

自転車通学規程

- 1 原則として、三本塚・二木・井土・種次・藤塚・今泉(鹿子穴・土手外・二木西・中村宅地・中村東・寺西・小在家・小在家東・古川・上新田)・日辺(田中・宅地・沢目)・上飯田2丁目1～22の地区、または、学校からの直線距離1.5km以上離れている通学者で、自転車損害賠償保険等に参加しており、道路交通法に従って歩行者を優先に運転できる生徒に、自転車通学を許可する。
- 2 自転車通学を許可された生徒に自転車通学許可証を発行する。許可された自転車の後部に、「通学用自転車」のステッカーをはる。
- 3 ヘルメット(自転車用)を常に着用する。
- 4 ミニサイクル, 変形ハンドル, ドロップハンドル, 整備不良の自転車は通学用自転車として許可しない。
- 5 雨天時の自転車通学の際には必ずカッパを着用すること。(傘さし運転禁止)
- 6 常時, 点検を行い安全につとめること。なお, 異常があった場合はなおすまでその自転車には乗らないこと。
- 7 上記規定に違反した場合は, 自転車通学を停止または取り消す。

仙台市立六郷中学校生徒会会則

第1章 総則

第1条 この会は、仙台市立六郷中学校生徒会と称する。

第2条 この会は、仙台市立六郷中学校生徒を会員とし、教師を顧問とする。

第3条 この会は、会員が積極的に学校生活の各分野に参加し生活向上を図り、よりよい社会人となるための教養を身につけることを目的とする。

第4条 この会は、会の目的にそつよう会員の意志によって活動する。

第5条 会員の権利 ～会員は次のことができる～

- 1 役員に選出されたり役員を選出すること。
- 2 各委員会、部に参加すること。
- 3 会の運営について意見を述べること。
- 4 総会や学級会に出席し討議や議決に参加すること。

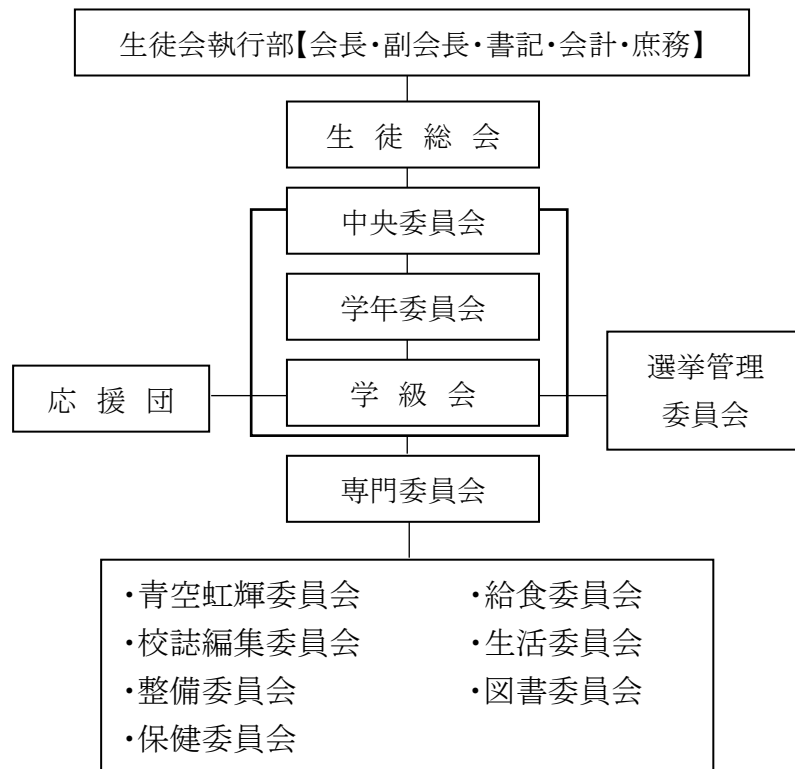
第6条 会員の義務として、生徒会発展のために協力すること。

第2章 会の組織

第1条 この会に次の組織を置く。

- | | | | |
|---------|-----------|-------|---------|
| 1 生徒総会 | 2 中央委員会 | 3 学級会 | 4 学年委員会 |
| 5 専門委員会 | 6 選挙管理委員会 | 7 応援団 | 8 執行部 |

第2条 生徒会組織図



第3章 会議

第1条 会議は、その会を構成している委員の3分の2以上の出席を必要とする。議決には、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第2条 生徒総会

- 1 生徒総会は年1回開き、次のことを議決する。
 - ① 予算と決議の承認
 - ② 会則改訂
 - ③ 1年間の活動方針
- 2 生徒総会議長団は、議長(3年)、副議長(2年)、書記(1年)を生徒会会員より選出し、中央委員会で推薦を受けて総会場で選出する。部長ならびに委員会に所属していない生徒会員とする。

第3条 臨時総会

行事やその他の重要事項を決めるときなど、会員の3分の1以上の希望があったときや中央委員会が必要と認めたとき、会長は臨時総会を開かなくてはならない。

第4条 拡大中央委員会・中央委員会

- 1 中央委員会は予算、決算、会則改正の原案の検討を行う。また、生徒総会の承認を受けて決議を行う。行事活動、その他の重要事項、生徒活動について話し合いや承認を行う。
- 2 中央委員会は学年委員長、各専門委員長および執行部で構成する。拡大中央委員会は、中央委員ならびに各部の部長で構成する。必要に応じてその他の会員の出席を求めることができる。
- 3 中央委員会、専門委員会は月1回開く。
- 4 会長は執行部の希望があれば臨時中央委員会、臨時拡大中央委員会を開くことができる。
- 5 中央委員会の議長は、執行部から随時選任する。

第5条 専門委員会

- 1 専門委員会として、1・2・3学年、保健、給食、図書、生活、整美、校誌編集委員、青空虹輝委員をおき、各学級から選出された男女1名の各委員で構成する。学年委員会は、各学級の学年委員で構成する。また、特別委員会として選挙管理委員会、応援団を置き、その詳細は別に定める。
- 2 専門委員は、前期、後期の二期制とし前期は決定後、後期は最初の専門委員会後から活動を開始する。ただし、校誌編集委員は通年とする。各委員会委員長1名、副委員長各学年1名(学年委員は2～3名)を置く。
- 3 専門委員会は、月1回の定例会を持ち月の反省と翌月の計画を行う。
- 4 学年委員会は、各クラスの学年委員(男女各1名)で構成し、学級、学年

および学校の諸問題を話し合う。

- 5 保健委員会は、保健活動の手助けをする。
- 6 給食委員会は、給食活動の手助けをする。
- 7 図書委員会は、図書館の運営の手助けをする。
- 8 生活委員会は、生活面における活動についての手助けをする。
- 9 整美委員会は、整美活動を率先して行う。
- 10 青空虹輝委員会は、いじめ防止の活動に率先して取り組む。
- 11 校誌編集委員会は、校誌の編集に協力し編集する。
- 12 選挙管理委員会は、公正な選挙活動に従事する。詳細は、選挙管理委員会規程に準ずる。
- 13 応援団は、中総体等の練習、応援を行う。詳細は、応援団規程に準ずる。
- 14 各委員会の規定は別に定める。

第6条 学級会

- 1 学級会は、学級全員で構成し、学級及び学校の諸問題を話し合う。

第4章 生徒会役員と執行部

第1条 生徒会役員とは、生徒による選挙で選ばれた会長1名、副会長2名をいう。

第2条 生徒会活動の中心となる生徒の組織を生徒会執行部と定め、生徒会役員3名(会長1名、副会長2名)のほか会長により任命された、書記3名、会計2名で執行部を構成する。会長が必要と認めた場合により、校長の承認を得て庶務2～6名を任命することができる。

平成28年5月30日 生徒総会 承認

31日 施行

第3条 執行部員の仕事

- 1 会長は生徒会を代表し会の仕事に責任を持つ。
- 2 副会長は、会長の仕事を助け必要ときに会長の代理を務める。
- 3 書記は、会議の記録やその保管にあたる。
- 4 会計は、予算、決算の編成や会計のいろいろの事務にあたる。
- 5 庶務は、様々な仕事の手助けを行う。

第5章 役員の選挙と任期

第1条 生徒会役員

生徒会役員の選出は、会員の選挙による。

- 1 投票は、会長1名(2年とし男女を問わない)、副会長1名(1年とし男女を問わない)の無記名单記投票とする。また会長の次点者が、もう1名の副会長となる。実施方法については、選挙管理委員会の規定に従って行うものとする。

第2条 役員の任期

役員は1学期末までの選挙によって決める。任期は委嘱状交付式から次年度1学期末までとする。

第3条 顧問はいろいろな機会に指導助言にあたる。

第6章 会計

第1条 この会に必要な費用は、会員からの会費やその他の収入をあてる。

第7章 付則

第1条 この会の会則改訂は、総会に出席した会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第2条 この会の議決事項は、すべて学校長の承認を必要とする。

第3条 この会の細かな規則は、それぞれの機関で作成し中央委員会の承認を必要とする。

学年・専門委員会規程

- 1 学年委員，専門委員とも前・後期の二期制とし前期は決定後，後期は最初の専門委員会後から活動を開始する。ただし，校誌編集委員は通年とする。
- 2 月一回の定例会をもち，月の反省と翌月の計画について話し合う。

選挙管理委員会規程

第1章 選挙管理委員

第1条[選出]

選挙管理委員を各学級より1名(男女いずれか)を選出する。

第2条[組織]

委員長1名，副委員長2名の外必要に応じて係を置く。

第3条[仕事]

選挙管理委員は選挙事務一切の処理を行う。

第4条[禁止事項]

選挙管理委員は立候補したり候補者を応援したりすることはできない。

第5条[開催]

会は委員長が必要と認めた時，随時開くことができる。

第6条[設置]

この会は毎年9月中に設置する。

第2章 立候補者

第7条 立候補者は，生徒20名以上の推薦を必要とし，立候補届と同時に推薦者名簿を提出する。

第8条 意見発表や応援演説は校内放送・立会演説会で行うことを原則とする。但し始業前・放課後・昼休みは学級訪問による運動もできる。

第9条 ポスターは選挙管理委員会の承認を得てひとり5枚とする。

第10条 選挙運動は午前8時より午後4時30分までとし，校外での運動は禁止とする。

第11条 選挙運動の際は必ずたすきをつけることとする。

応援団規程

- 1 生徒会の活動をより盛んにし、愛校心をよびおこすとともに校風を刷新し、伝統を維持し、さらに発展させることを目的として生徒全員で組織する応援委員会を置く。
- 2 応援団 A(吹奏楽, 美術, 無所属生徒, 1学年委員, 任意の希望生徒)
応援団 B(吹奏楽, 美術, 無所属生徒, 任意の希望生徒)で組織する。
選手の場合には、部活動練習の妨げにならない程度に状況に応じて参加する。
団長1名, 副団長2名を選出する。
- 3 応援に関する一切の仕事を行う。ただし集会および行事などは学校の承認を受けることとする。
- 4 応援団 A は、激励会の応援活動を中心に活動する。応援団 B は、激励会ならびに中総体期間中の応援活動を中心に行い、一般応援生徒と一緒に活動する。

部活動規程

- 1 部活動は、自己の興味や関心を共同で追求し、中学校生活をよりいっそう充実しようとするものである。
- 2 部活動は、学年、学級の所属を離れて共通の興味や関心を持つ生徒で組織し、顧問の指導のもとに自己の個性の伸長と自主、自律、協調の精神を養うことを目的とする。
- 3 部活動への所属は希望参加とし、原則として3年間所属する部を固定して継続活動する。
- 4 部活動の目標達成ため、文化部と運動部に分け、それぞれに次の部を設ける。
(1)文化部・・・吹奏楽・美術
(2)運動部・・・バレーボール・ソフトテニス・バドミントン・卓球・野球・陸上・サッカー・水泳・バスケットボール・柔道・剣道・ハンドボール・(駅伝)
- 5 各部に顧問を置き、本校教員がこれにあたる。
- 6 部活動は顧問の指導のもと、学校から指示された時間と場所で活動する。学校を離れて活動する場合は、校長の許可を受けることとする。細部については、別に定める。